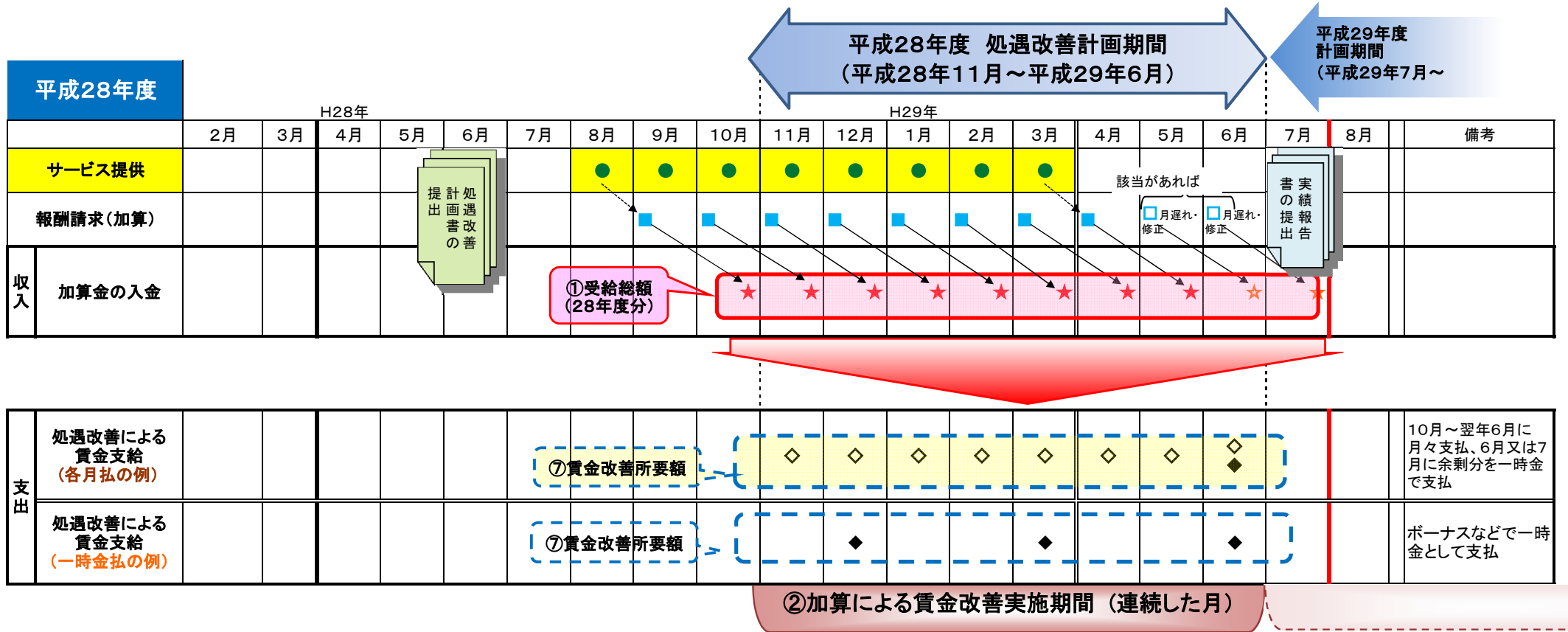


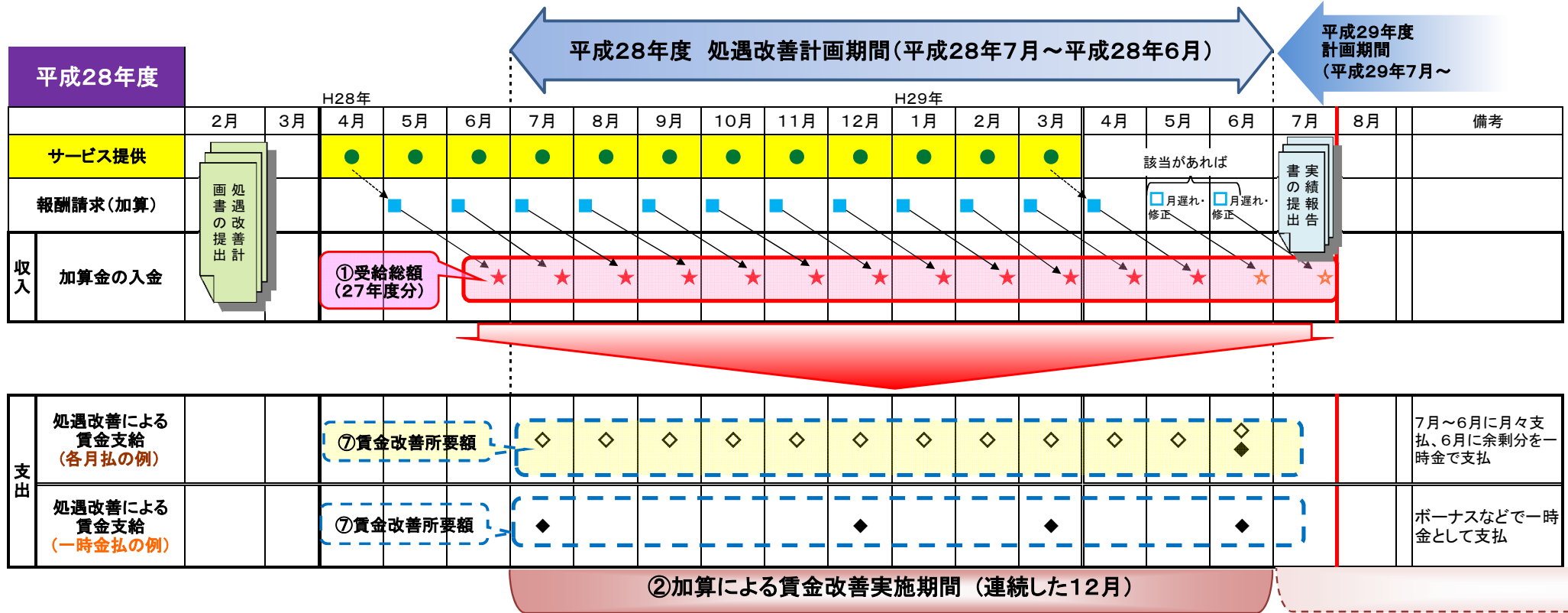
処遇改善加算実績報告期間の考え方(年度途中から算定する場合)



- 注1 平成29年4月サービス提供分以降は翌年度(29年度)分とすること。
- 注2 加算開始月～28年3月サービス提供分の月遅れ請求、修正によって発生する加算金は28年度分とすること。
- 注3 受給した処遇改善加算金は余剰金を発生させないよう、全額を該当の従業員に対して処遇改善金として支給すること。

処遇改善加算実績報告期間の考え方(4月から算定する場合)

鳥取県福祉保健部長寿社会課



注1 平成29年4月サービス提供分以降は翌年度(29年度)分とすること。

注2 平成28年4月～29年3月サービス提供分の月遅れ請求、修正によって発生する加算金は28年度分とすること。

注3 受給した処遇改善加算金は余剰金を発生させないよう、全額を該当の従業員に対して処遇改善金として支給すること。